空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等（概要）

令和 3 年 3 月 31 日時点（調査対象：1,741 市区町村）

※国土交通省 HP　空家等対策の推進に関する特別措置法関連情報より

1.　空家等対策計画の策定状況　（岡山県内）

	市区町村数	比率
既に策定済	21	77.8%
策定予定あり	6	22.2%
令和3年度	4	14.8%
令和4年度以降	0	0%
時期未定	2	7.4%
策定予定なし	0	0%

2.法定協議会の設置状況　（岡山県内）

	市区町村数	比率
設置済み	20	74.1%
設置予定あり	4	14.8%
令和3年度	2	7.4%
令和4年度以降	0	0%
時期未定	2	7.4%
設置予定なし	3	11.1%

3.特定空家等に対する措置状況　（岡山県内）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
助言・指導	5	78	79	79	60	47	348
勧告	1	0	4	2	0	3	10
命令	0	0	0	0	1	1	2
行政代執行	0	0	0	0	1	0	1
略式代執行	0	0	0	1	2	1	4
合計	6	78	83	82	64	52	365

4.　空き家等の譲渡所得 3,000 万円控除に係る確認書の交付実績（岡山県内）

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
37（6）	60（6）	66（7）	80（5）	106（8）	349（10）

※（　）内は市区町村数

まとめ

平成 27 年 5 月 26 日に全面施行した空家等対策の推進に関する特別措置法により、多くの市区町村もそれに基づき、空き家の対策を行っています。行政も空き家対策に取り組んでいますが、近隣住民の方に不安を抱かせないように空き家の所有者として管理をしていくことが大切です。

所有者ご自身で管理することが難しい場合は、留守宅を定期巡回し、建物の維持・管理のサポートをさせて頂くあなぶき不動産流通　岡山店へ是非、ご相談下さい。

※取扱いできない場合もありますので、予めご了承ください。